

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

専決第 3 号

事故による和解について

令和 8 年 2 月 1 5 日に発生した事故について、次のとおり和解額を決定し、これに伴う和解をした。

令和 8 年 5 月 1 5 日専決

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

事 故		相手方住所氏名	和解額
場 所	概 要		
岩倉市西市町無量寺 2 番地 1 (岩倉市ふれあいセンター地内)	建物南側中央のタイル張りの作り付けの花壇横に乗り入っていた相手方車両が後進した際に、当該花壇に接触し、タイルが損傷したものの。	市内在住の個人	38,500 円